



交通安全市民会議 ニュース



令和6年11月1日 道路交通法の改正により



自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました

運転中の ながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

違反者は、

6月以下の懲役または10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、

1年以下の懲役または30万円以下の罰金

「**運転中のながらスマホ**」、「**酒気帯び運転**」は
自転車運転者講習制度の対象になる、

危険行為です!

酒気帯び運転 および ほう助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、

3年以下の懲役または50万円以下の罰金

【参考】酒酔い運転

罰則:5年以下の懲役または100万円以下の罰金

自転車の提供者は、

3年以下の懲役または50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、

2年以下の懲役または30万円以下の罰金

自転車運転者講習制度 とは...

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反など)を反復して行った者に対する講習制度です。受講命令違反は、5万円以下の罰金が科せられます。



ルールを守り、安全に自転車を利用しましょう!

交通安全教室などにご活用ください。

《啓発動画》



とまってくれて
ありがとう



「とまってくれてありがとう」
ラリー編 動画
(ラリージャパンとコラボ)



「とまってくれてありがとう」
市長メッセージ動画



「命を守るヘルメット」
市長メッセージ動画